

佐賀県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年四月二十六日から平成二十三年五月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の		変更前後の別	区		延長メートル
	区	間	前	後		幅員メートル	域	
県道 佐賀川久保 鳥栖線	神埼市神埼町尾崎字唐香原 四一五七番一地先から 神埼市神埼町城原字熊谷一 四九四番一地先まで	間	前	後	五〇・三 八・四	一、〇四五・〇	域	
			後	前				幅員
	神埼市神埼町志波屋字四本 松二〇一九番二地先から 神埼郡吉野ヶ里町三津字庄 尾分一二六一番一地先まで	間	前	後	一八・八 七・三	一、〇四三・四	域	
			後	前				幅員
神埼市神埼町志波屋字四本 松二〇一九番二地先から 神埼郡吉野ヶ里町三津字庄 尾分一二六一番一地先まで	間	前	後	二〇・〇 九・五	八五二・四	域		
		後	前				幅員	